



令和4年度 第2号

Ube Kyou-DO!

共同実施だより

令和4年7月4日 発行

【発行責任者】

宇部市小・中学校事務共同実施会

統括長 藤井 一 憲

みなさんは自分が何の手当をもらっているか知っていますか？

手当には、通勤、住居、扶養、単身赴任があります。

諸手当の支給は、みなさんからの届出に基づいて行われます。届出をしなかったり、届出が遅れたり、届出の内容が誤っていたりすると、

☆ 支給できる手当が支給されない ことがあります。

手当は年に一度、認定状況の確認をすることとなっています。該当の先生方は、事務担当者から「令和4年度 諸手当認定状況の確認について」が配布され、必要書類の提出をお願いされていると思います。よく確認し、期日までの提出を心掛けましょう。



★こんな時は早めにお知らせください



扶養手当

扶養手当をもらっている配偶者がパートを始めた、または子どもがアルバイトを始めた。

・扶養親族がパートやアルバイト等を始めた場合は、開始月の収入見込みが、「108,334円」以上になると認定取消となります。また、始めた月から1年間は、3ヶ月ごとに給与明細書等で所得実績の平均額を確認する必要があります。

住居手当

家賃に変更があった。

・手当の支給額を改定します。
・契約書の写しや領収書等、変更後の家賃を支払っていることを証明するにものが必要です。

現状が変わった場合は、年に一度の確認時ではなく、事実発生時の速やかな申告が必要です。

申告漏れのため受給（申請した時点から支給）できなかったり、戻入（事実が発生した日に遡って返金）することになったりということが起こらないように、管理職への届出を忘れないようにしましょう。

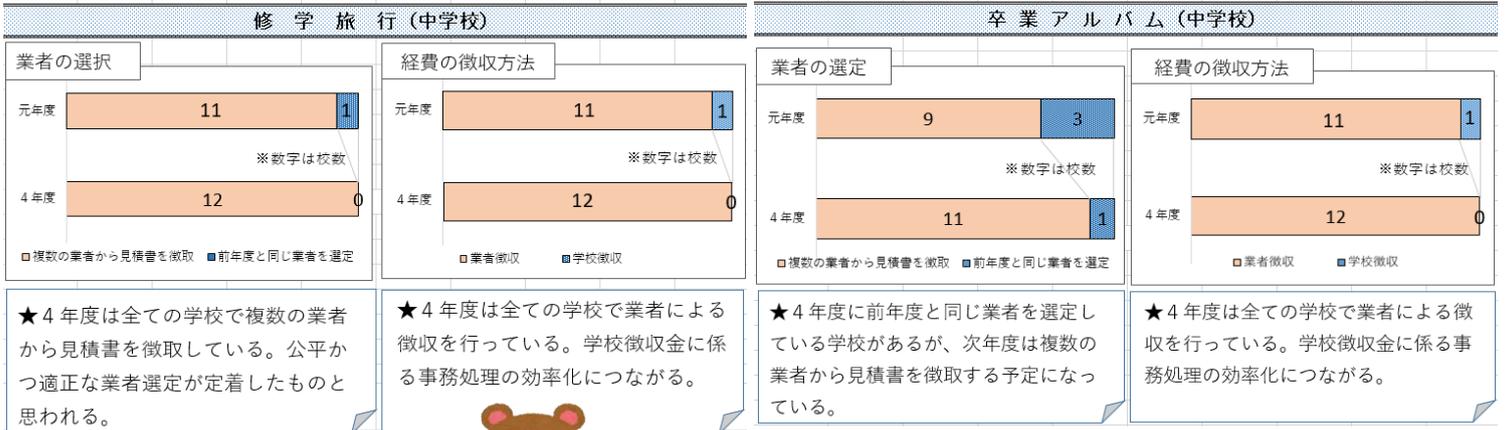
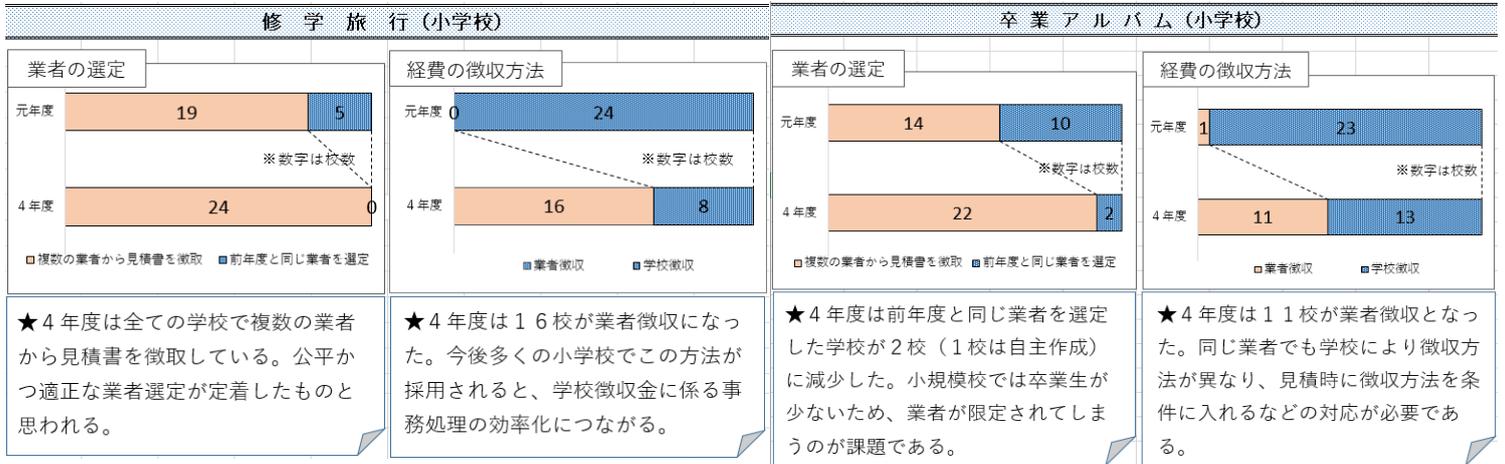
共済組合の被扶養者及び福祉医療受給者の資格確認も行われます！

『被扶養者及び福祉医療費受給者資格確認調書』の提出により、資格確認とともに短期給付の適正化が図られます。事務担当者から該当者に配付された『資格確認調書の記入要領（検認）』、『資格確認調書の添付書類』を熟読され、確認調書を記入し、添付書類を確認の上、提出してください。

修学旅行・卒業アルバムの契約に関する 事務処理の適正化・効率化について

共同実施では、修学旅行と卒業アルバムの契約に関して、業者の選定と経費の徴収方法について令和元年度(R2.2)と令和4年度(R4.6)に調査を行いました。

事務処理の適正化・効率化を進めてきた成果が現れています。 (上段 小学校・下段 中学校)



職場でやってみませんか？

教職員の元気はみんなの元気！！

公立学校共済組合山口支部

令和4年度

ウォーキンググランプリ

ウォーキンググランプリとは・・・

1チーム3人以内で、2か月間のチームの合計歩数を競います。歩く習慣を身に付けて、運動不足の解消や、メタボリックシンドロームの予防と改善を目指しましょう！

【実施期間】令和4年10月～11月

【申込期限】令和4年7月20日(水)

【申込方法】公立学校共済組合山口支部宛に申込書を提出 (FAX可)
申込書は当支部ホームページの組合員専用ページよりダウンロードしてください。
(<https://www.kouritu.or.jp/yamaguchi/>)

【詳細】詳しくは、令和4年5月27日付け公立山口第114号で通知しています「令和4年度ウォーキンググランプリ実施要領」をご覧ください。



この機会に、共済組合山口支部・山口県教職員互助会のHPを見てみよう！！

公立学校共済組合山口支部では、様々な福利厚生事業を行っています。その中でも今回はウォーキンググランプリを紹介します。詳しい内容については、共済組合山口支部のHPをご確認ください。

ポイント①

歩数計を無料で配付

希望される組合員の方には歩数計を無料で配付致します！(返却不要)

※ 組合員でない方 及び 以前配付を受けた方(使用不能になった場合は除く)は配付対象外となります。申し訳ございません。

ポイント②

大満足!!賞品もあります(優秀賞・飛賞)

飛賞もあるから多くの人にチャンス!

※なお、賞品は各チーム人数分ご用意します。 ※また、組合員でない方にもご用意します。

ポイント③

組合員でない方も大歓迎

チームに1人でも現職組合員の方がいれば、組合員でない方も所属所に勤務しているればご参加頂けます。

ポイント④

職場での話題づくりに

これをきっかけに職場でのコミュニケーションが増えるかも! 職場がますます元気に!!

1つの職場から複数チーム参加もOK! 職場内でチーム対抗戦をしてみても面白そう!

昨年、452チーム、1,335人の参加がありました。